



Vol. 12

## 静岡県弁護士会通信

発行 2015(平成27)年 冬号

弁護士をもっと  
身近な存在に

静岡県弁護士会

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80  
 TEL054-252-0008 FAX054-252-7522  
 ホームページhttp://s-bengoshikai.com/

袴田事件から  
刑事司法の改革を

袴田事件弁護団事務局長 弁護士 小川秀世

## 1. 再審開始決定と劇的な釈放

2014年（平成26年）3月27日、袴田さんは、逮捕から48年目に劇的な形で釈放されました。静岡地裁は、有罪の決め手となった証拠である5点の衣類について、「警察によるねつ造の可能性」を認め、「国家機関が無実の個人を陥れ」たものであるから、これ以上拘置を続けることは、「耐えがたいほど正義に反する」と宣言して、まったく異例なことですが、死刑囚である袴田さんを釈放したのです。私たち弁護団が求めていたことではありますが、本当にこの瞬間が来ると、皆、信じられない思いで一杯でした。

袴田さんは、現在、姉の秀子さんとともに、支援者の方たちの協力を得て生活していますが、目に見えて元気になられています。そして、もう少し時簡がかかりますが、最終的な目的である袴田さんに無罪判決が言い渡されるまで、弁護団も頑張っていきたいと思います。

静岡地裁の決定によって、袴田さんは、無罪になったわけではありませんが、えん罪であったことは、はっきりしたと言ってよいでしょう。そこで、袴田さんが、間違って死刑判決を言い渡された原因が何であったのか、少し考えてみたいと思います。

## 2. 5点の衣類についての判断を誤った理由

袴田事件では、事件から1年2ヶ月後に、味噌工場の味噌醸造タンクの味噌の中から発見された5点の衣類が、袴田さんの犯行着衣とされてきました。ところが、この衣類が、実は、警察によるねつ造証拠だったのです。ですから、誤判の第一



の責任  
が警察  
にあることは、疑いの余地はありません。

しかし、ねつ造であることは、もっと早い段階で見破ることができたはずです。それは、袴田さんの犯行着衣であるとすれば、説明できないところがたくさんあったからです。

例えば、緑色ブリーフです。袴田さんは、緑色のブリーフを、当時、1枚だけ持っていました。ところが、5点の衣類の中にも緑色ブリーフが入っており、それが、袴田さんのものであるという印象を与えることになりました。しかし、実は、袴田さんの家族は皆、これで無罪になると喜んでいたのです。それは、袴田さんの緑色ブリーフは、袴田さんの逮捕の後、お兄さんが保管していたからです。ところが、裁判所は、緑色ブリーフについての家族の証言は偽証であるときめつけたのです。このときの袴田さんの家族の気持ちを考えると、胸が苦しくなるほどです。

再審になってからの裁判所の姿勢も、ひどいものでした。例えば、第一次再審の即時抗告審である東京高裁は、ズボンの下に履いていたはずのステテコの血痕の方が、ズボンの血痕よりも広い範囲に、かつ鮮明に付着していることがねつ造をうかがわせる、と弁護団が主張していたことに対して、「犯行の途中でズボンを脱いだということも考えられる。」などとして、何も不自然なことではないと強弁したのです。

強く怒りを覚えるのは、検察官が、5点の衣類がねつ造であることを示す証拠を隠し持っていた

ことです。検察官は、第二次再審請求の審理で弁護人の請求に応じて証拠を開示するまで、45年間、こうした証拠を隠し続けていたのです。例えば、袴田さんにはけないズボンを、裁判所が、袴田さんにはけたはずであると判断したのは、ズボンの寸法札の「B」の文字がサイズの記号とされてきたからです。ところが、検察官は、ズボンのメーカーの人から、「B」が色の記号であることを確認していくながら、これを隠していたのです。検察官は、裁判所を騙してきたと言つてよいでしょう。

このような裁判所や検察官の姿勢が、結局、袴田さんを48年間も拘置させることになってしまったのです。

### 3. えん罪における「否定の文化」

袴田事件が誤って死刑判決を受けることになった原因は、上に述べたことに尽きるわけではありません。私たちは、まず袴田さんを無罪とすることで、完全な形で救済しなければならないのは当然です。しかし、裁判が誤った原因を放置しておくわけにはいきません。そして、第一次再審が終わるまでに、20名以上の裁判官が死刑判決に関与してきたのですから、たまたま悪い裁判官にあたったからなどと言うこともできません。そこで、なぜ、このような間違いを犯すことになったのか、それを繰り替えさせないためにはどうしたらよいのかを徹底的に調査し、改革を進めることが絶対に必要です。

日本の刑事司法制度に造詣の深いハワイ大学のデイビッド・T・ジョンソン教授は、日本でえん罪が繰り返されるのは、「警察、検察、裁判官が自らの間違いを認めたがらない」という『否定の文化』があることにあります。それが、「きわめて深刻な問題」であると分析しています（「世界」2015年1月号）。「間違いをなくすためには、人は間違いを避けられないものだ」という認識が必要だというのです。

1980年代に、免田、財田川、松山、島田の4つの死刑事件が再審で無罪となりました。これは、日本の刑事司法にとって、きわめて深刻な事態であったはずです。にもかかわらず、わが国では、警察も、検察も、裁判所も、どこも何も変わりませんでした。とくに、裁判所は、間違った原因を調査しようという姿勢すらありませんでした。これが、まさに「否定の文化」です。

袴田事件でも、検察官は、今回の静岡地裁の決定に対して、自分たちの過ちを認めるどころか、決定が不服であるとして、東京高裁に即時抗告を申立て、そこで次々に新たな証拠を提出し、何とか取り繕おうと必死になっています。これも、「否定の文化」に基づく行動です。そもそも、「否定の文化」のわが国では、再審開始決定に対する検察官の不服申立など、制度として認められるべきではないのです。

えん罪を防止するための制度改革について、先の法制審議会特別部会では、激論の末、ようやく裁判員裁判対象事件等一部の事件（全体のわずか2%程度と言われて

います。）についてのみ、取調べの全過程を録画することが決まりました。しかし、えん罪は、裁判員対象事件である殺人などの重大事件だけに生じるわけではありません。録画する事件を選ぶことなど許されないはずです。すべての事件で録画を実現することが必要です。

このような不十分な改革案に終わってしまったのは、警察や検察が、可視化によって取調べ状況がすべて明るみに出され監視されることに強く反対したからです。「否定の文化」は、制度改革において、大きな障がいになっているのです。

この「否定の文化」を変えていくためには、まず、多くの人々やマスコミが、えん罪が生まれている現状を正しく認識し、声を挙げて問題にすることが、第1歩です。そもそも、静岡地裁が「警察による証拠ねつ造の可能性」を認定し、袴田さんを釈放したことは、「否定の文化」に対して断固とした態度をとるべきだという姿勢を示したと言ってもよいでしょう。そして、裁判所が、こうした大胆な決定をすることができたのは、支援者やボクシング協会などが作り出した世論の強い後押しがあったからと考えられます。世論やマスコミの力で、「否定の文化」を打ち壊し、えん罪の原因を徹底的に明らかにした上で制度改革を進めていくことが求められているのです。

### 4. えん罪と死刑制度

人が間違いを犯すことは避けられないということを前提として制度が作られていなければならないということは、死刑制度について、再考をうながすことになるでしょう。そして、死刑事件のえん罪が再び明らかになったということからすると、死刑制度は認められないように思います。

誤りのない事件か否かは、区別できません。袴田事件のように、一見確実な証拠があるように見えても誤ることがあるのです。公判で自白している事件や多数の人の目の前で発生した事件だけ死刑にできるという制度も考えられないでしょう。また、そうした事件でも、責任能力の問題があるかもしれません。

結局、間違いを犯すことが避けられない、不完全な人間が作る制度なのですから、絶対的な刑である死刑制度

は、どうしてもノーと言わざるをえないよう思うのです。死刑制度の廃止も、袴田事件からくみ取るべき教訓なのではないでしょうか。

以上のとおり、袴田事件と静岡地裁再審開始決定は、日本の刑事司法における大胆な改革の必要性とその方向を示しているというべきなのです。



将棋を指す袴田巖さん

# インタビュー

interview



今回は若手弁護士から話を聞くということで、2013年12月に弁護士登録をした可児弁護士にお話を伺いました。

かに のぞみ  
**可児 望** 弁護士

**Q** まず、弁護士になりたいと思ったきっかけを教えてください。

**A** 高校生の時、仲の良い友達のお父さんが弁護士をされていました。その弁護士さんの言葉で心に残ったのが、「法律は法律を知っている人だけを守ってくれる」というものでした。それを聞いて、法律を知っている専門家になって人の権利を守っていければいいなあ、と漠然と思ったのがはじまりです。

**Q** これまで、また現在、どのような事件を担当していますか。

**A** 交通事故やそのほかの損害賠償請求、自己破産の申立、過払金請求、離婚や相続、解雇を争う事件や残業代請求、刑事案件、その他いろいろな事件を扱っています。

ただ、たとえば一口に離婚事件などといっても、同じ離婚を求めるにせよ、それまでの経緯や、離婚したい理由、ゆずれない条件など、本当に人それぞれです。それに対して弁護士としてどのようなお手伝いをしていくのかを考えていくのは、大変ですが、やりがいを感じています。

**Q** 弁護士の実際の仕事というの一般の方はなかなか想像しづらいところもありますが、具体的には、どのようなことをしていますか。

**A** 事件によっても変わってきますので一口に言うのは難しいのですが、トラブルを抱えている方の相談を受けたり、事件として受任している案件については依頼者との打ち合わせを行ったり関係者と電話でお話ししたり、裁判になっている案件のために裁判所に提出する書面を作ったり、裁判期日に出廷したり、といったところです。また、刑事案件の関係で、捕まっている依頼者に面会するために警察署に行くこともあります。

**Q** 忙しさはどうですか。

**A** なかなか家事ができなくて休日にまとめてやっています・・・。

**Q** 弁護士になってよかったと思うときは、どんなときですか。

**A** やはり、事件が終わって、依頼者の方から感謝の言葉をいただいたときです！

大変な仕事の疲れも一気に吹き飛ぶような思いです。

**Q** 逆に、苦しいと思うときは。

**A** うーん・・・・締切りが立て込んだときですかね。特に刑事案件は時間に追われることが多いので、いつも重なるときは胃が痛いです。

**Q** 今後ですが、力を入れていきたい活動などはありますか。

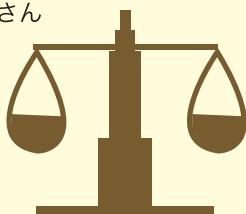
**A** 弁護士を必要としているのに弁護士にアクセスできていない方というのは、まだまだ多くいらっしゃるのではないかと思っています。

これからは、そのような方に対して弁護士の方からアクセスしていくことも必要ではないかと考えておりますし、現在、地域の福祉関係者と連携するなどしています。そういった「弁護士からのアクセス」を実現していかなければと思っています。

**Q** 最後に弁護士会通信を手に取っていただいた方へのメッセージをお願いします。

**A** 弁護士へのアクセスということに関連しますが、頼みたいけど知っている弁護士がいないという場合には、やはり法律相談に行って頼むのが手っ取り早いのではないかと思います。法律相談は弁護士会や自治体、法テラスなど、色々なところで行っています。電話一本で予約を取れますし、無料相談も多くあります。困ったときはもちろん、「こんなことで相談しちゃっていいのかな?」と思うようなときにもいらしてください!

弁護士はとっつきにくいと思っている方もいらっしゃるかも知れませんが、私の知っている静岡の弁護士は全然そんなことはなく、皆さん親切ですので、是非、気軽に相談に来ていただきたいと思います！



# 各種法律相談のご紹介

2015.1.15現在

## 一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が、交代で、相談を担当しています。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5400円  
民事法律扶助制度（資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度）の利用も可能

### ■相談日時

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日  
午前10時～12時 午後1時～4時
- 浜松支部 每週月曜日から金曜日  
午前9時45分～12時  
月・水・金曜日 午後1時～5時
- 沼津支部 每週月曜日から金曜日  
午後1時～3時30分
- 掛川法律相談センター  
※浜松支部にて予約受付  
毎月第3水曜日 午後1時～4時30分
- 下田法律相談センター  
※沼津支部にて予約受付 每週金曜日 午後1時～4時



## 交通事故相談

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料  
■相談日時

- 静岡支部 每週月・水曜日 午後1時30分～4時  
毎週火・木曜日 午前9時30分～12時
- 浜松支部 每週火・木曜日 午後1時30分～4時  
(掛川法律相談センター 每月第1水曜日 時間同上)
- 沼津支部 每週月・水・金 午後1時～3時30分  
(三島：第2火、伊東：第3火、下田：第4月 時間同上)

## クレジット・サラ金相談

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。  
破産・再生・任意整理（過払い金返還請求を含む）等の借金整理のための手続についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料  
■相談日時

- 静岡支部 每週月・水曜日 午前10時～12時  
毎週火・木曜日 午後1時30分～4時  
毎週金曜日 午前10時～12時  
午後1時30分～4時
- 浜松支部 每週月曜日から金曜日  
午前10時～12時 午後1時30分～5時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し原則として担当弁護士事務所で相談実施。

## 労働と生活に関する相談窓口

解雇や賃金未払い等の労働問題（労働者の方からのご相談に限ります）、生活保護及びこれに関連する問題を対象とした相談です。相談申込に応じ、担当弁護士をご紹介いたします。

### 静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008

### 浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009

### 沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町21-1 TEL.055(931)1848

■相談料 初回相談料は無料

■相談日時 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原則として担当弁護士事務所で相談実施。

## 高齢者・障害者相談

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスを致します。

相談申込に応じ、担当弁護士を紹介します。

■相談時間 60分まで ■相談料 無料

### ■相談日時

- 静岡支部 每週水曜日 午後1時～4時
- 浜松支部 每週金曜日 午後1時～4時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し原則として担当弁護士事務所で相談実施。

※出張相談（有料）も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

## 犯罪被害者相談

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。被害者が利用できる手続、加害者への損害賠償請求等についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分程度 ■相談料 初回相談は無料

### ■相談日時

- 静岡支部 每週木曜日 午前10時～11時30分
- 浜松支部 相談申込に応じ、相談日時を決定
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し原則として担当弁護士事務所で相談実施。

## 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん・仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

## 当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたの家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乘ります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます（有料）。資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度（資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度）の利用も可能です。

## 申込方法

弁護士会各支部へ電話にて申込

### ■電話受付時間

平日 午前9時～12時、午後1時～5時

当番弁護士・当番付添人についてのみ、土日・祝日、時間外は、留守番電話による受付をします。

